

平成30年度 旭川市東光公民館地域フォーラム開催結果

日時	平成30年9月27日(木) 10:00~11:15
場所	東光公民館「第1・第2講座室」
参加者数	39名 ・生涯学習登録団体, 女性学級, 地域町内会 学校関係者, 地域包括支援センター, 地域社協
内容	第1部 公民館事業について 1 旭川市公民館の事業方針 2 東光公民館の事業展開について 3 次年度の公民館事業について 第2部 参加者からの質問と意見交換 1 アンケートについて 2 公民館事業について 3 地域の課題等について
※進行	次第に基づき, 東光公民館長が進行



概要

東光公民館長の開会挨拶で, 公民館地域フォーラム開催の趣旨, 目的について説明を行い, 次第に基づき, フォーラムを開始した。

第1部 公民館からの説明

東光公民館長から, 東光公民館の平成29年度の事業活動実績及び利用状況, 平成30年度の事業計画について説明を行うとともに, 次年度の事業展開の考え方(前年度事業を基本に, 人気のない講座の見直し, 受講者が興味を持つ事業の検討や, ITシルバークラブと連携したIT関係講座の継続, 高齢者学習では前年度に続いて東光地域包括支援センター, 東光南地区社会福祉協議会, 市民委員会との連携で共催により実施している「東光南地区ふれあいサロン」の継続した実施の検討, 公民館開設30周年及び東光公民館利用団体連絡協議会結成10周年記念事業の実施等々)について説明。

意見・質問なし

第2部 参加者からの質問と意見交換

- 1 昨年実施した東光公民館利用者アンケートの集計結果及び記載意見、別添配布の「意見交換の視点」と平成30年度に実施した(平成30年8月13日～9月14日)「公民館利用者アンケート」結果(過去3年間の推移と傾向等)及び利用者からの要望・意見等(駐車スペース拡大/多数意見, 机・椅子取替・改善/多数意見, 各部屋冷房の設置/多数意見, 洋式トイレの増, カーテン取替え, 学習室に姿鏡の設置等々)のほか, 昨年度のフォーラムで要望があった駐車スペース拡大の要望を踏まえH30年度予算で駐車場借上げ要求を行ったが, 措置されなかったことや, 市営住宅集会所駐車場の利用が出来ないかどうか, 住宅課・市営住宅集会所駐車場運営委員会・公民館事業課・東光公民館との協議により, 市営住宅集会所駐車場(11台)の利用が可能となった経過を報告し, 改善されてはいるが東光公民館の1日平均利用者が112人(年間利用者38,610人/稼働日数344日)であり, 不十分であることから引き続き要求して改善を求めたい旨説明した。また, 改善された事項(暖房機の取換え, 防犯センサー設置)等について報告。
- 2 公民館事業については, 人気の無い講座や, 受講者の増に繋がる講座等今年度の実施経過を踏まえ事業の拡大見直しや実施時期等を検討したいこと, 家庭教育では引き続き「親子ふれあい陶芸」「子育て講座(親子で楽しむタッチケア)」や「押し花で作る親子作品づくり」を実施するほか, 夏休み・冬休み期間の講座実施の検討, 青少年教育では学校と連携しながら「英語にチャレンジ」「英語を学ぼう」等の実施時期を含めて継続して実施したいこと, 成人学習では, 受講者から好評のITシルバークラブと連携して実施したパソコン・デジカメ等のIT関係講座の継続実施について, 高齢者学習では, 高齢化社会の急速な進行に対応できるよう次年度も, 東光地域包括支援センター, 東光南地区社会福祉協議会, 東光南地区市民委員会と共催により, 「東光南地区ふれあいサロン」を実施したい旨説明。
また, 東光公民館利用団体連絡協議会主催で例年実施の「敬老の日に贈る音楽と舞踊のひととき」について, 来年度が東光公民館開設30周年と, 東光公民館利用団体連絡協議会が10周年を迎えることから, 11月に記念事業実施実行委員会を立上げ, 開催時期をはじめ実施内容について各団体から意見を聴取しながら検討を進めていくこと等, 説明を行い東光公民館事業や評価改善すべき点地域の課題等について自由に発言していただいた。

- (1) 公民館事業について 意見・質問なし
- (2) 地域の課題等について 意見・質問なし
- (3) その他

(質問)

○説明では本年度中から市営住宅の集会所への駐車(11台)が可能となったとのことであるが東光地域以外の利用者は, 場所がどこにあるのか不明。

(公民館)

●東光郵便局通りの斜め向側に駐車場の入口がある。「集会所駐車場」看板が設置されているので分かりやすいと思う。

利用にあたって補足説明させていただくと, 無条件での駐車ではなく, あくまでも東光公民館利用者に限って, 公民館に駐車が出来ない場合に集会所駐車場を利用して欲しいとのことであるので, 決して目的外の利用はしないで欲しい。

なお, 週1回のフリーマーケット時や年2回程度検診車の停車時は, 駐車しないで欲しいとのことなので, 厳守願いたい。

(質問)

○昨年も発言したが, 学習室でゴザを敷いて踊りの練習をしている。

ゴザの端が切れたり, ささくれたりして転んだりケガをする危険もある。このゴザの扱いは公民館ではなく利用者同士で調整して補修しても構わないものか。

○ヨガサークルでは, 講座室1・2で使用するが, 自分たちで糸を縫う等して補修して使っている。(公民館)

●基本的にゴザは, 防火上, 使用不可となっているので, 公民館としては補修することが出来ないもので, 扱いとしては不可。

消防法上ではゴザではなく, 防火用マットということになるので, 防火用マットの配置要求をしている。